



平成21年5月14日

各 位

会社名 東洋鋼鋳株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 厚夫  
(コード番号 5453 東証一部・大証一部)  
問合せ先 執行役員 管理本部総務部長 大谷 憲史  
(TEL 03-5211-6200)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第112期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第8条を削除するとともに、現行定款第9条以降の条数を各1条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第9条から第12条について所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては1年間の時限の取り扱いであるため、附則として所要の規定を設けることといたしたく存じます。

##### 2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生予定日 平成21年6月26日(金)

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条  <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料</u>  は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則によるものとする。</p> <p>第13条～第40条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第11条  当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則によるものとする。</p> <p>第12条～第39条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第1条  <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条  <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>